



残暑お見舞い申し上げます。



今月の言葉

## 平和へいわ

- 1.戦争や紛争がなく、世の中がおだやかな状態にあること。また、そのさま。
- 2.心配やもめごとがなく、穏やかなこと。また、そのさま。

photo by Y.Kadota

先日、とあるテレビ番組の特集を見ていて大きなショックを受けました。広島で被爆し、長崎でも被爆した人がいたとのこと。「二重被爆者」の存在。紹介された山口さんの年齢は90歳。

その山口さんが詠んだ短歌。

「朝明けて 川流れ来る 人間筏 (いかだ)」 思い出すのもつらい記憶でしょう。

実は大学時代に友人たちと広島に行ったことがあります。なぜ行ったのか。

それは所属する合唱団で「祈りの虹」という歌を歌おうと思ったから。

なぜその歌を歌おうと思ったのか。

その歌を聴いてしまい、そこから逃れられなくなってしまったから。

その歌に込められているメッセージを伝えなければという思いに駆られたのです。

もちろん今の広島は復興、発展を遂げています。でもその場に立たなければ、と思ったのです。

行き帰り、いろいろ考えました。

広島に向かうフェリーの中・・・平和記念公園のハトを見ながら・・・広島から帰る電車の中。

私たちがしなければならないことは何なのか。できることは何なのか。

大事なことは、「忘れない」ということ。そして、それを後世に伝えていくこと。

核兵器を、戦争を、無くしたいと思ったところで、現にこの一瞬に戦渦に巻き込まれた人々が世界にはたくさんいます。戦いを続けている国があります。

けれど、とにかくこの私たちが生きる時代では無理でも、自分たちの子供の時代、孫の時代に、明るい方向に向かうよう伝えていくのが大切なことだと思います。

90歳の山口さん。死んでもいいという思いで、アメリカまで行ったそうです。

それだけ、伝えたいことがあったわけです。

まずは同じ国に住む私たちが、しっかりと耳を傾け、声を大きくしていかなければいけないのではないかと思います。

司法書士・行政書士 門田 修  
社会保険労務士 門田 陽子





## 特集:会社法施行実務

### ■取締役会議事録①■

前回のお話は「株主総会議事録」についてでした。引き続き、今回は取締役会議事録についてお話しようと思いましたが、その前に「取締役会」について、会社法施行によって以前と違う取り扱いができましたのでお話ししたいと思います。

5月1日以降、既存の株式会社については会社の登記事項証明書を手に入れていただくとお分りの通り、最後のほうに「取締役会設置会社」と登記されています。お気づきですか？

「取締役会設置会社」とは会社法第2条によると「取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社」と定義されています。これだけではなんのことやら？って感じですね。会社法施行前の株式会社においては、取締役が最低3名必要で、その合議体である「取締役会」は必須の機関でしたが、会社法施行によって「取締役会」は任意設置の機関になったのです。ですから既存の株式会社の登記事項証明書にはその旨が登記されるようになったのですね。

会社法においては、「公開会社でない会社」（発行する株式の全部の種類株式について、その譲渡につき承認を要する旨の定款の定めのある株式会社）であれば、取締役会を設置せず、取締役は最低1名設置すればいいことになりました。取締役を複数選任しても、「取締役会」という機関を置くか置かないかはその会社の自由というわけです。有限会社制度が廃止され、株式会社制度に一本化されましたが、従来の有限会社のような形態が残っているわけです。

「取締役会」を置く株式会社と置かない株式会社の違いは？と聞かれましても細かすぎて、どこまでお話ししていいか難しいところですが、簡単に言うと会社の「経営」と「所有」の分離の度合いが違うということでしょうか。「取締役会」を置く会社は会社の経営の意思決定において一定程度の権限を取締役に委ねていますが、「取締役会」を置かない会社においては、普段の経営に関する意思決定は取締役の話し合いによって意思が統一されていくわけですが、「取締役会」がないということで、「株主総会」では、「会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項に限り、決議することができる」（会社法第295条）ということになっています。それだけ「株主総会」の権限が強いということになりますね。

今回は「取締役会議事録」についてお話しします。



## 特集:男女雇用機会均等法の改正

### ～実務は変わるのか？

- 1 男女双方を対象とする法律へ  
法律が女性のみ対象とするものから、男女双方を対象とする性差別禁止法へ転換が図られ、2007.4.1からは男性への差別も禁止されます。これからは男だから求人に応募させない、女性からのセクハラ被害等も救済対象になります。
- 2 間接差別の禁止  
募集採用で体力要件を課すのは表面上問題もなさそうな取扱いですが、実際には女性にだけ不利に働くようなケースは間接差別の取扱になる可能性があります。
- 3 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由にした一切の不利益取扱いの禁止  
特に解雇は使用者がその解雇に妊娠・出産のほかに正当な理由があることを証明しないと無効となります。  
このほか、業務配分や雇用形態の変更等についても性差別禁止、労働基準法の女性坑内労働については掘削等の有害な業務以外の業務であれば従事できるようになります。



### News:日本の人口、前年比3,505人減/総務省

総務省が4日発表した「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（06年3月31日現在）」によると、全国の人口は1億2,705万8,530人で、前年に比べ3,505人減少した。1968年の調査開始以来初めて、対前年比がマイナスになった。出生者数から死亡者数を減じた「自然増加数」も初のマイナス。全人口に占める老年人口の割合は20%を突破した。

### 魔法の「いろ」づかい VOL.2

#### いい色ってどんな色？

なんだか自然と嬉しくなる色。安心する色。いい色は、自然と体の緊張をほぐし、意識をはっきりさせ、気持ちを前向きにしてくれます。でも嬉しくなる色は時によって変化するもの。あなただけが今、最も穏やかになることができる色は何色？

#### 今月は…空の色、海の色～青

多くの生命を育てる母なる海を連想させる青…ビジネスシーンにも欠かせない色です。緊張を和らげ、不安を消し、最後まで仕事を貫く心を持続させてくれます。結果、「信頼を勝ち取りやすい色」といえます。中でも「白」と合わせれば「清潔感」と「誠実さ」の両面で評価を得やすく、相性抜群です。Officeでは文具類に、家庭では、カーテンや食器、花瓶…ちょっとした小物を置くと穏やかな空間になります。  
(「幸せを呼ぶ色使いレッスン」より)

Kadota office.com 2006.8 #発行:2006年8月15日 #編集・構成:Kadota-Office



編集後記:

「書」とは目で見る呼吸であり、筆順により同じ空間を再び重ねて通過することは許されない。自分の意思を少しでも早く伝授するためのエキスだけ残し、美まで高めた時間芸術であり、日本から発信できるアートである。

クリスタル・書アート 星淑子展 ◆日時:9月15日(9:30~19:30)・16日(9:30~17:00) ◆場所:仙台市民会館 地下ホール ◆入場料:無料

星さんの個展はロサンゼルスニューオータニ以来7年ぶりの開催です。主催は、仙台の路上生活者および元路上生活者の自立支援を行う、NPO法人ワンファミリー仙台。ニュースにご案内を同封させていただきましたので是非、ご覧下さい。左の写真は当事務所に頂いた星さんの書です。「一文字指定を」とのお言葉に、「慈」の文字をお書きいただきました。慈=愛情を注ぎ大切にすること、気品があること一日々の業務1件、1件に心を込めます、という事務所の想いを表現頂きました。書の専門知識は全く持ち合わせない私ですが、この書のお陰で事務所空間が優しさを増している気がします。

★ 発行: 門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修  
門田陽子社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子  
ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL: <http://www.kadota-office.com/> mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)

修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

